

○厚生労働省告示第百四十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第二項の規定により、試験検査を行う事業所の所在地を次のとおり変更した旨の届出があつたので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和元年十月十日

登録番号	氏名又は名称	変更前の試験検査を行いう事業所の所在地	変更後の試験検査を行いう事業所の所在地	変更年月日
四九 ンター	一般社団法人静岡県生活科学検査センター	静岡県静岡市葵区北安東四丁目二十七番	静岡県藤枝市谷稻葉字桶田五百八十八番	令和元年九月九日
二号	一			